社会保障制度の変遷

○　現在の社会保障制度は、戦後の復興期を経て、高度成長期であった1960～70年代に骨格が築かれた。

昭和20年代
戦後の混乱・生活困窮者の緊急支援

戦後の緊急援護と基盤整備（いわゆる「救貧」）

昭和30・40年代
高度経済成長・生活水準の向上

国民皆保険・皆年金と社会保障制度の発展（いわゆる「救貧」から「防貧」）

第二次世界大戦以降の社会保障の世界的な流れ：行財政への依存の拡大

○　第二次大戦とその後の東西対立は社会主義拡大への対抗策としての社会保障充実に圧力。
○　社会保障改革への重要な指針（英ベヴァリジ報告など）も用意されたことが基盤となり、1970年代にかけて、社会保障の積極的な拡充への改革が進行。

・基本的な特徴：貧困予防と受給権利の尊重と社会保険制度の包括化・一般化・給付改善。

※*これにより、先進国の社会保障の潮流に、重大な変化。*
①負担能力が低い非被用者の被保険者や財政力が低水準の保険者への財政補助、給付改善に要する財源の調達などを通じ、財政への依存が拡大。
②社会保険の管理・財務における国家責任の拡大

昭和50・60年代
高度経済成長の終焉・行財政改革

安定成長への移行と社会保障制度の見直し

平成以降
少子化問題・バブル経済崩壊と長期低迷

少子高齢社会に対応した社会保障制度の構造改革

※我が国の社会保障は、イギリスとおよそ同水準にあり、アメリカよりは大きいが、スウェーデンやフランス・ドイツなど大陸ヨーロッパ諸国に比べると小さくなっている。

社会保障制度の変遷

昭和20年代

戦後の混乱・生活困窮者の緊急支援

戦後の緊急援護と基盤整備（いわゆる「救貧」）

昭21　生活保護法制定
昭22　児童福祉法制定
昭23　医療法、医師法制定
昭24　身体障害者福祉法制定
昭25　制度審勧告（社会保障制度に関する勧告）

昭和30・40年代

高度経済成長・生活水準の向上

国民皆保険・皆年金と社会保障制度の発展（いわゆる「救貧」から「防貧」へ）

昭33　国民健康保険法改正（国民皆保険）
昭34　国民年金法制定（国民皆年金）
昭36　国民皆保険・皆年金の実施
昭38　老人福祉法制定
昭48　福祉元年
（老人福祉法改正（老人医療費無料化）、健康保険法改正（家族7割給付、高額療養費）、
年金制度改正（給付水準引上げ、物価・賃金ｽﾗｲﾄﾞの導入））

昭和50・60年代

高度経済成長の終焉・行財政改革

安定成長への移行と社会保障制度の見直し

昭57　老人保健法制定（一部負担の導入等）
昭59　健康保険法等改正（本人9割給付、退職者医療制度）
昭60　年金制度改正（基礎年金導入、給付水準適正化、婦人の年金権確立）
医療法改正（地域医療計画）

平成以降

少子化問題・バブル経済崩壊と長期低迷

少子高齢社会に対応した社会保障制度の構造改革

平元　ゴールドプラン策定
平2　老人福祉法等福祉8法の改正（在宅福祉ｻｰﾋﾞｽの推進、福祉ｻｰﾋﾞｽの市町村への一元化）
平6　エンゼルプラン、新ゴールドプラン策定
年金制度改正（厚生年金の定額部分の支給開始年齢引上げ等）
平9　介護保険法制定
平11　新エンゼルプラン策定
平12　介護保険開始
平15　次世代育成支援対策推進法制定・少子化社会対策基本法制定
平16　年金制度改革（世代間公平のためのマクロ経済スライドの導入等）
平17　介護保険改革（予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスの創設）
平18　医療制度改革（医療費適正化の総合的な推進等）
平24　社会保障・税一体改革